

一般名処方と長期収載品の選定療養について

●一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。そこで、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

●長期収載品の選定療養費について

2026年4月からは院外処方箋において先発品（長期収載品）を希望し医療上の必要性が認められない場合には、後発医薬品と先発品の差額の2分の1を患者様自身にご負担いただくこととなります（選定療養）。この制度は自己負担のない方も原則対象になります。